

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人へ

問 国保年金課 (☎62-1207)

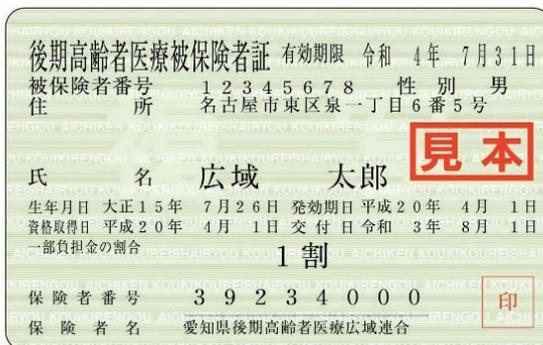
8月1日から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は**7月31日**です。7月中旬に新しい被保険者証を簡易書留(転送不要)で発送しますので、**8月1日**以降は新しい被保険者証を使用してください。

古い被保険者証については、市役所へ返却するか、ご自身で裁断し破棄してください。

簡易書留の配達時に不在の場合は、不在連絡票が投函されますので連絡票に記載の手続きを行ってください。手続きを行わないまま郵便局での保管期間を過ぎると、被保険者証は市役所に返還されますので、国保年金課で直接受け取ってください。その際、現在お持ちの被保険者証、身分証明書(免許証など)を持参してください。ただし、本人または世帯主以外が受け取りに来る場合は、委任状が必要です。

新しい被保険者証は**若草色**です。



令和3年度の保険料額を決定します

令和2年の所得に基づき、令和3年4月から令和4年3月までの保険料額を決定します。7月中旬に納付方法に応じて下記の通知書を発送しますので、内容を確認し、**納付書が付いている場合は必ず各納期限内に指定の金融機関で納めてください。**

①年金からの天引きにより保険料を納める人【特別徴収】

「令和3年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書 及び 後期高齢者医療保険料特別徴収通知書 特別徴収(年金天引き)のお知らせ」と記載された**縦長の通知**

②口座振替または納付書により保険料を納める人【普通徴収】

「令和3年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」と記載された**横長の通知**

※口座振替の人は、通知書に記載されている金融機関から引き落とされます。

※口座振替を新たに希望する人は、通知書の最終ページにある「口座振替依頼届兼納付方法変更申出書」に必要事項を記入し、振替を希望する金融機関へ提出してください。

保険料や保険証の負担割合などについてのお問い合わせは
コールセンター(☎0570-011-558)へ

開設期間 7月12日(月)～8月31日(火) 8時45分～17時15分
(※ご利用には通話料がかかります。土日・祝日も開設します。)

注意



コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。不審な電話がありましたら、国保年金課(☎62-1207)までお問い合わせください。